

令和6年度報酬改定資料

（生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）、自立生活援助編）

# 令和6年度報酬改定 に関する概要について

1

世田谷区役所

障害福祉部

障害施策推進課

# はじめに

## 2

- 本資料は、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料等を基に、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、自立生活援助の報酬改定に係る主な改定事項をまとめた資料です。
- 「令和6年2月6日開催 第45回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料」を基に作成しています。詳細については、厚生労働省の障害福祉サービス等報酬改定検討チームの資料をご覧ください。
- 本資料は、令和6年2月時点作成のものです。最新情報は厚生労働省ホームページをご確認ください。
- 資料中に記載のページ数は「資料2 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概」のページ数です。

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問

↑ ホーム

Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法

↑ ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 障害保健福祉部が実施する検討会等 > 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

### 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

回数	開催日	議題等	議事録/議事要旨	資料等	開催案内
-	2024年2月6日 (令和6年2月6日)	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要	-	▶ <a href="#">資料</a> <b>NEW</b> 2月6日	-
第45回	2024年2月6日 (令和6年2月6日)	1. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(案)について 2. その他	-	▶ <a href="#">資料</a> <b>NEW</b> 2月6日	▶ <a href="#">開催案内</a> <b>NEW</b> 2月2日

- 厚生労働省のホームページです。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームで検索

## 1・生活介護

3

### ①サービス提供時間ごとの基本報酬の設定（P 28）

- ・基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者への配慮として、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。また、従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。（サービス提供時間が5時間以上7時間未満の利用者は、前年度の平均利用者数の算出の際、1人ではなく0.75人として計算し、5時間未満の利用者は、0.5人と計算する。短時間の利用者のニーズに応じたサービス提供も可能であり、例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）

→サービス提供時間ごとの基本報酬の設定について（P 111～130）参照

# 1・生活介護

4

## ②利用定員規模ごとの基本報酬の設定（P 29）

- ・利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

→利用定員規模ごとの基本報酬の設定の設定について（P 111～130）参照

## 1・生活介護

## ③延長支援加算の見直し（P 29）

- ・延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。（施設入所者については、延長支援加算は算定できない。）

## 《延長支援加算の見直し》

## [現行]

(1) 延長時間1時間未満の場合	61単位/日
(2) 延長時間1時間以上の場合	92単位/日

## [見直し後]

(1) 所要時間9時間以上10時間未満の場合	100単位/日
(2) 所要時間10時間以上11時間未満の場合	200単位/日
(3) 所要時間11時間以上12時間未満の場合	300単位/日
(4) 所要時間12時間以上	400単位/日

## 1・生活介護

6

### ④常勤看護職員等配置加算の拡充（P29～30）

- ・医療的ケアが必要な者に対する体制や医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価を行う。

#### 《常勤看護職員等配置加算の見直し》

[現行]

##### イ 常勤看護職員等配置加算（I）

(1)利用定員が20人以下	28単位／日
(2)利用定員が21人以上40人以下	19単位／日
(3)利用定員が41人以上60人以下	11単位／日
(4)利用定員が61人以上80人以下	8単位／日
(5)利用定員が81人以上	6単位／日

# 1・生活介護

7

## ④常勤看護職員等配置加算の拡充（P29～30）

### 《常勤看護職員等配置加算の見直し》

[現行]

#### □ 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）

(1)利用定員が20人以下	56単位／日
(2)利用定員が21人以上40人以下	38単位／日
(3)利用定員が41人以上60人以下	22単位／日
(4)利用定員が61人以上80人以下	16単位／日
(5)利用定員が81人以上	12単位／日

#### ハ 常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）

(1)利用定員が20人以下	84単位／日
(2)利用定員が21人以上40人以下	57単位／日
(3)利用定員が41人以上60人以下	33単位／日
(4)利用定員が61人以上80人以下	24単位／日
(5)利用定員が81人以上	18単位／日

# 1・生活介護

8

## ④常勤看護職員等配置加算の拡充（P 29～30）

### 《常勤看護職員等配置加算の見直し》

[見直し後]

利用定員に応じ、以下の所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数に乗じて得た単位数を加算する。

(1)利用定員が5人以下	32単位/日
(2)利用定員が6人以上10人以下	30単位/日
(3)利用定員が11人以上20人以下	28単位/日
(4)利用定員が21人以上30人以下	24単位/日
(5)利用定員が31人以上40人以下	19単位/日
(6)利用定員が41人以上50人以下	15単位/日
(7)利用定員が51人以上60人以下	11単位/日
(8)利用定員が61人以上70人以下	10単位/日
(9)利用定員が71人以上80人以下	8単位/日
(10)利用定員が81人以上	6単位/日



# 1・生活介護

9

## ⑤人員配置体制加算の拡充（P 30～31）

- ・ 医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する複数職員による手厚い体制を評価する。

### 《人員配置体制加算の見直し》

[現行]

#### イ 人員配置体制加算（Ⅰ）

(1)利用定員が20人以下	265単位/日
(2)利用定員が21人以上60人以下	212単位/日
(3)利用定員が61人以上	197単位/日

#### ロ 人員配置体制加算（Ⅱ）

(1)利用定員が20人以下	181単位/日
(2)利用定員が21人以上60人以下	136単位/日
(3)利用定員が61人以上	125単位/日

#### ハ 人員配置体制加算（Ⅲ）

(1)利用定員が20人以下	51単位/日
(2)利用定員が21人以上60人以下	38単位/日
(3)利用定員が61人以上	33単位/日

# 1・生活介護

10

## ⑤人員配置体制加算の拡充（P 30～31）

### 《人員配置体制加算の見直し》

[見直し後]

#### イ 人員配置体制加算（Ⅰ）

(1)利用定員が20人以下	321単位／日
(2)利用定員が21人以上60人以下	263単位／日
(3)利用定員が61人以上	245単位／日

#### ロ 人員配置体制加算（Ⅱ）

(1)利用定員が20人以下	265単位／日
(2)利用定員が21人以上60人以下	212単位／日
(3)利用定員が61人以上	197単位／日

#### ハ 人員配置体制加算（Ⅲ）

(1)利用定員が20人以下	181単位／日
(2)利用定員が21人以上60人以下	136単位／日
(3)利用定員が61人以上	125単位／日

# 1・生活介護

11

## ⑤人員配置体制加算の拡充（P 30～31）

《人員配置体制加算の見直し》

[見直し後]

### 二 人員配置体制加算（Ⅳ）

(1)利用定員が20人以下	51単位／日
(2)利用定員が21人以上60人以下	38単位／日
(3)利用定員が61人以上	33単位／日

※人員配置体制加算（Ⅰ）は従業者を常勤換算方法で「1.5:1」以上配置

人員配置体制加算（Ⅱ）は従業者を常勤換算方法で「1.7:1」以上配置

人員配置体制加算（Ⅲ）は従業者を常勤換算方法で「2:1」以上配置

人員配置体制加算（Ⅳ）は従業者を常勤換算方法で「2.5:1」以上配置

## ⑥入浴支援加算の創設

- ・医療的ケアが必要な者等への入浴支援を評価するための加算を創設する。

《**入浴支援加算【新設】**》 80単位/日

医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場合、1日につき所定単位数を加算する。

## ⑦喀痰吸引等実施加算の創設

- ・医療的ケアが必要な者等への喀痰吸引・経管栄養の実施を評価するための加算を創設する。

《**喀痰吸引等実施加算【新設】**》 30単位/日

医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

## 1・生活介護

## ⑧リハビリテーション職の配置基準（P 3 2）

- ・高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、人員配置基準として、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。  
（自立訓練（機能訓練）も同様。）

## 《人員基準の見直し》

## [現行]

指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- ・看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

## [見直し後]

指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- ・看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

## 1・生活介護

### ⑨リハビリテーション加算におけるリハビリテーション実施計画の作成期間の見直し（P 3 2）

14

- ・リハビリテーション実施計画の作成期間を個別支援計画と同様に6か月ごとにする。

#### 《リハビリテーション実施計画の作成期間の見直し》

##### [現行]

リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び概ね3月ごとに関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、リハビリテーションカンファレンスを行って、リハビリテーション実施計画を作成すること。

##### [見直し後]

リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び6月ごとに（中略）リハビリテーション実施計画を作成すること。

## 1・生活介護

### ⑩栄養状態のスクリーニング及び栄養改善の取組の充実（P 33）

15

- ・生活支援員や管理栄養士等の他職種と連携し、全ての利用者の栄養状態のスクリーニングを行うとともに、栄養状態にリスクのある者に対して個別に栄養管理を行う等、栄養ケア・マネジメントを行った場合を評価するための加算を創設する。

#### 《**栄養スクリーニング加算【新設】**》 5単位/回

利用開始及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を、当該利用者を担当する相談支援専門員に提供した場合、1回につき所定単位数を加算する。

《栄養改善加算【新設】》

200単位 / 回

次の(1)から(4)までのいずれにも適合する指定生活介護事業所等において、低栄養又は過栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1)当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2)利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定していること。
- (3)利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4)利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。



## 1・生活介護

### ⑪福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し（P 3 3）

17

- ・生活介護については、常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）との併給を可能とする。

## 2・自立訓練（機能訓練）（P47～49）

### ①社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価

18

- ・標準化された支援プログラムの実施と客観的な指標に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

《リハビリテーション加算の見直し【一部新設】》

#### リハビリテーション加算（I） 48単位/日

[現行]

次の①から⑤に適合する事業所において、頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある障害者に対してリハビリテーション実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。

①～⑤（略）

[見直し後]

次の①から⑤に適合する事業所において、頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある障害者に対してリハビリテーション実施計画を作成し支援を実施した場合又は次の①から⑥に適合する事業所において、障害者に対してリハビリテーション実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。

①～⑤（略）

⑥支援プログラムの内容を公表するとともに、社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づき利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。

## 2・自立訓練（機能訓練）（P 47～49）

### ② ピアサポートの専門性の評価

19

- ・利用者の自立に向けた意欲の向上や、地域生活を続ける上での不安の解消等に資する観点から、ピアサポートの専門性を評価する（自立訓練(生活訓練)（宿泊型自立訓練を除く。）も同様。）。

#### 《ピアサポート実施加算【新設】》 100単位/月

各利用者に対し、一定の支援体制（※）のもと、ピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算する。

※障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）を修了した障害者（障害者であったと都道府県等が認める者を含む。）と管理者等を2名以上配置し、これらの者により各事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

## 2・自立訓練（機能訓練）（P 47～49）

### ③ 支給決定の更新の弾力化

20

- ・複数の障害を有する障害者が、それぞれの障害特性に応じた異なるプログラムによる支援を受けることによる効果が見込まれる場合であって、かつ、市町村の個別審査を経て必要性が認められた場合には、さらに1回の更新が可能となるように支給決定事務処理要領を見直す（自立訓練(生活訓練)も同様（宿泊型自立訓練を除く。））。

## 2・自立訓練（機能訓練）（P 47～49）

### ④ 提供主体の拡充

21

- ・医療保険のリハビリテーションを提供する病院及び診療所並びに介護保険の通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準該当サービスの提供を可能とする。

《通所リハビリテーション事業所における共生型サービスに関する基準【新設】》

- ①通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積（介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、利用者用に確保されている食堂の面積を加える。）を、通所リハビリテーションの利用者の数と共生型サービスの利用者の数の合計数で除して得た面積が3㎡以上であること。
- ②通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該通所リハビリテーションの利用者の数を当該通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型サービスの利用者の数の合計数であるとした場合の必要数以上であること。
- ③共生型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、他の自立訓練（機能訓練）事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

※通所リハビリテーション事業所において、基準該当サービスを提供する場合の基準も同様。

## 2・自立訓練（機能訓練）（P47～49）

### ④ 提供主体の拡充

22

《病院又は診療所における基準該当サービスに関する基準【新設】》

地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等によりサービスを受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所が行う基準該当サービスに関して事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

- ①事業所の専用の部屋等の面積を、基準該当サービスを受ける利用者の数で除して得た面積が3㎡以上であること。
- ②管理者とともに、専従の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員を10：1以上配置していること。
- ③基準該当サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

## 2・自立訓練（生活訓練）（P49～50）

### ①社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価 （宿泊型自立訓練を除く。）

23

- ・自立訓練（機能訓練）と同様に、標準化された支援プログラムの実施と客観的な指標に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

#### 《個別計画訓練支援加算の見直し》

#### 個別計画訓練支援加算（Ⅰ） 47単位/日

次の①から⑥に適合する事業所において、個別訓練実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。

①～⑤（略）

⑥支援プログラムの内容を公表するとともに、社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づき利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。

## 2・自立訓練（生活訓練）（P49～50）

### ② 支援の実態に応じた報酬の見直し（宿泊型自立訓練）

24

- ・日中支援加算について、支援を提供した初日から評価を行う。

#### 《日中支援加算の見直し》

#### 5の2 **日中支援加算** 270単位/日

[現行]

日中活動系サービス等を利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

日中活動系サービス等を利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。



### 3. 自立生活援助（P 45～47）

#### ①対象者の明確化

25

- ・同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する（地域定着支援も同様。）。

#### 《対象者の見直し》

[現行]

援助を要する障害者であって、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、家族等による支援が見込めない状況にあるもの。

[見直し後]

援助を要する障害者であって、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等の障害、疾病等若しくは当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、当該障害者に対し、家族等による支援が見込めない状況にあるもの。

### 3. 自立生活援助（P 45～47）

#### ②集中的に支援が必要な対象者に支援を行った場合の評価

26

- ・利用者の支援の必要性に応じて、月に6回以上訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する集中支援加算を新設する。
- ・効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

《集中支援加算【新設】》

**集中支援加算** 500単位/月

自立生活援助サービス費（I）が算定されている指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、1月に6回以上、利用者の居宅を訪問することにより、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

### 3. 自立生活援助（P 45～47）

#### ②集中的に支援が必要な対象者に支援を行った場合の評価

27

《自立生活援助サービス費（Ⅲ）【新設】》

**自立生活援助サービス費（Ⅲ）** 700単位／月

指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、利用者の居宅への訪問及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ1月に1日以上行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

《定期的な訪問等による支援方法の見直し》

[現行]

指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、必要な援助を行わなければならない。

[見直し後]

指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、必要な援助を行わなければならない。

### 3. 自立生活援助（P 45～47）

#### ③人員配置基準の弾力化

28

- ・併設する事業所において地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
- ・サービス管理責任者を常勤専従で配置する場合には、他の日中活動系サービスと同様に、配置基準を60：1とする。

#### 《相談支援専門員とサービス管理責任者の兼務【新設】》

自立生活援助と地域相談支援の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営している場合は、地域相談支援に係る事業所に配置された相談支援専門員を自立生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

#### 《従業者の員数の見直し》

[現行]

サービス管理責任者30:1

[見直し後]

サービス管理責任者

ア 常勤である場合60:1（他の職務との兼務不可）

イ ア以外の場合30:1

### 3. 自立生活援助（P 45～47）

#### ④実施主体の拡充

29

- ・多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

# 資料2 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

30

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第45回 (R6.2.6)

資料2

## 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（案）

（令和6年2月6日  
障害福祉サービス等  
報酬改定検討チーム）

### 【目次】

#### 第1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方・・・4

#### 第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容・・・・・・・・・・8

##### 1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- (1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し・・・・・・・・・・8
- (2) 福祉・介護職員等の処遇改善・・・・・・・・・・8
- (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実・・・・・・・・・・8
- (4) 強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実・・・・・・・・10
- (5) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充・・・・・・・・11
- (6) 意思決定支援の推進・・・・・・・・・・12
- (7) 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）・・・・・・・・12
- (8) 障害者虐待防止の推進・・・・・・・・・・12
- (9) 身体拘束等の適正化の推進・・・・・・・・・・13
- (10) 個別支援計画の共有・・・・・・・・・・13
- (11) 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価・・・・・・・・13
- (12) 人員基準における両立支援への配慮等・・・・・・・・・・14
- (13) 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等・・・・・・・・14
- (14) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化・・・・・・・・15
- (15) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上・・・・16
- (16) 情報公表未報告の事業所への対応・・・・・・・・・・17

### 3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

31

#### ①福祉・介護職員等の処遇改善〔生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、自立生活援助〕

- ・福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員等の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善算」に一本化するとともに、今後新たに追加措置する処遇改善分を活用し、加算率を引き上げる。
- ・新加算においては、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一する。福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。
- ・月額賃金の改善に関する要件を見直し、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金に充てることとする。
- ・令和7年度に、職場環境等要件の見直しを行う。
- ・福祉・介護職員以外の職員の処遇改善にもつながるよう、基本報酬を見直す。

→・P109～<障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて>

・P186 <福祉・介護職員等処遇改善について> を参照

### 3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

32

#### ②地域生活支援拠点等の機能の充実

○地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。 [自立生活援助]

《地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】》 500単位 / 月

以下のいずれかに該当する場合に加算する。

- ・計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置されている場合



### 3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

33

#### ②地域生活支援拠点等の機能の充実

○地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。 [自立生活援助]

《地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】》 500単位 / 月

・計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費

（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）  
、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合

※配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人数の上限を1月当たり合計100回までとする。

※以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

### 3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

34

#### ②地域生活支援拠点等の機能の充実

○平時からの情報連携を整えた通所系サービス事業所において、緊急時の受入れについて評価する。

[生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）]

《緊急時受入加算【新設】》 100単位 / 日

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

○地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。 [生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、自立生活援助]

《緊急時対応加算の見直し》（居宅介護の例）

[現行]

地域生活支援拠点等に位置付けられている場合に、更に1回につき50単位を加算する。

[見直し後]

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、更に1回につき50単位を加算する。

### 3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

35

#### ③強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実

##### ○ 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化 [生活介護]

- ・ 強度行動障害を有する障害者のうち、行動関連項目の合計点が非常に高く、支援が困難な状態にある児者の受け入れ拡大や支援の充実の観点から、行動関連項目の合計点が10点以上という区切りだけでなく、行動関連項目の合計点が18点以上の障害者を受け入れ、強度行動障害を有する者に対するチーム支援の実施をマネジメントする中心的な役割を果たす中核的人材を配置し、適切な支援を行うことを評価する加算を拡充する。
- ・ 強度行動障害を有する者のグループホームにおける受入体制を強化するため、利用者の事態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等評価する。

→P190 <重度障害者支援加算の拡充>を参照

##### ○ 状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

[生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）]

- ・ 状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をともに行い、環境調整を進めることを評価する加算を創設する

2024/2/15

### 3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

36

#### ○集中的支援加算【新設】

[集中的支援加算算定要件]

#### イ 集中的支援加算（Ⅰ） 1000単位／回

- ・強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

#### ロ 集中的支援加算（Ⅱ） 500単位／日

- ・指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所又は指定障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

※ ロの集中的支援加算（Ⅱ）を算定する場合は、イの集中的支援加算（Ⅰ）も算定可能。

### 3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

37

#### ④視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充〔生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）〕

##### ○改正のポイント

- ・視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所において、様々なコミュニケーション手段を持つ利用者との交流にも配慮しつつ、より手厚い支援体制をとっている事業所を更に評価する。

##### 【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の見直し】

###### [現行]

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位/日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

###### [見直し後]

**イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）** 51単位/日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を40で除した数以上配置していること。

**ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）** 41単位/日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障

### 3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

#### ⑤意思決定支援の推進〔生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、自立生活援助〕

- ・相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記するとともに、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させる。
- ・相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

#### ⑥本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）〔生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）〕

- ・各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨明記する。

### 3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

39

#### ⑦障害者虐待防止の推進〔生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、自立生活援助〕

- ・ 令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。
- ・ 指定基準の解釈通知において、虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや、障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいことを明示する。

#### ○虐待防止措置未実施減算【新設】

[ 虐待防止措置未実施減算要件 ]

- ・ 次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。
  - ① 虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
  - ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
  - ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

### 3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

40

#### ⑧身体拘束等の適正化の推進〔生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）〕

##### ○改正のポイント

- ・身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を見直す。

#### 【身体拘束廃止未実施減算の見直し】

##### [現行]

基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

##### [見直し後]

基準を満たしていない場合に、宿泊型自立訓練は所定単位数の10%を減算する。

生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、自立生活援助においては所定単位の1%を減算する。

#### ⑨個別支援計画の共有〔生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、自立生活援助〕

- ・指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。



### 3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

41

#### ⑩高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価

- ・高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている事業所等を評価する。〔生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）〕

#### ○高次脳機能障害者支援体制加算【新設】 41 単位/日

高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の 100 分の 30 以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に 50 : 1 以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

### 3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

42

#### ⑪ 人員基準における両立支援への配慮等

[生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、自立生活援助]

- ・ 障害福祉の現場において、治療と仕事の両立を進め、職員の定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、見直しを行う。
- ・ 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- ・ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

### 3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

43

#### ⑫障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等

[生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、自立生活援助]

- ・管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を 適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあつては、同一敷地内 等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等の管理者又は従業者と兼務できることとする。
- ・管理者について、下記のような措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内において、テレワークにより管理業務を行うことが可能であることを示す。
  - ①利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること。
  - ②事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。  
また、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている管理者以外の職種又は業務のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと。
- ・障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書等について、令和5年度中に標準様式及び標準添付書類を作成する。

### 3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

44

#### ⑬業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

[生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、自立生活援助]

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

#### 【業務継続計画未策定減算【新設】】

以下の基準に適合していない場合、所定単位数（宿泊型自立訓練：3%、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、自立生活援助：1%）を減算する。

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

2024/2/15

※自立生活援助については、令和7年3月31日までの間、減算は適用しない。

### 3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

45

#### ⑭情報公表未報告の事業所への対応

[生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、自立生活援助]

- ・利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する減算を新設する。
- ・また、施行規則において、都道府県知事は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

#### 【情報公表未報告減算【新設】】

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位（宿泊型自立訓練：10%、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、自立生活援助：5%）を減算する。

#### 【都道府県等による確認【新設】】

都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

### 3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

46

⑮食事提供体制加算の経過措置の取扱い〔生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）〕  
令和6年3月31日までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を評価する観点から、一定の要件を満たす場合に評価することとし、令和9年3月31日まで経過措置を延長する。

#### 《食事提供体制加算の見直し》

通所系：30単位 / 日短期入所、宿泊型自立訓練：48単位 / 日

[現行]

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

### 3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

47

#### ⑮食事提供体制加算の経過措置の取扱い〔生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）〕

##### 《食事提供体制加算の見直し》

通所系：30単位 / 日短期入所、宿泊型自立訓練：48単位 / 日

[見直し後]

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の

①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

①管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること

②利用者ごとの摂食量を記録していること

③利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること

### 3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

48

#### ⑯施設入所者の送迎加算の取扱い〔生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）〕

施設入所者が希望する日中活動の提供を促進するため、障害者支援施設と隣接していない生活介護事業所等への送迎については、施設入所者についても送迎加算を算定可能とする。

#### 《送迎加算の対象拡充》

##### [現行]

指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）に対してその居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

##### [見直し後]

指定生活介護事業所等において、利用者（指定障害者支援施設と同一敷地内又は隣接する指定生活介護事業所等を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。